

第8回 豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会会議録

署名者

豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会会長

第8回 豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会会議録

- 1 開催日時
平成26年12月25日（木） 午後2時00分から午後3時40分まで
- 2 開催場所
東83会議室（東館8階）
- 3 出席した委員
佐野真一郎委員、伊藤博文委員、近藤和代委員、三井新太郎委員、掛布喜代子委員
- 4 庶務を行うため出席した職員
行政課長 木和田治伸、行政課主幹 小林正彦、行政課長補佐 小林康之、行政課専門員 野中知加子、行政課情報公開グループ 吉村康平
- 5 説明を行うため出席した職員
市民課長 伊藤嘉邦、市民課住民基本台帳グループ 岡田秀人、市民課証明書発行担当 村田和広
情報企画課長 光部啓一、情報企画課住民情報グループ主査 増本晴俊、情報企画課住民情報グループ 井本峻介
- 6 議事概要
別紙のとおり

別紙 議事概要

- 1 運営審議会運営事項等について
 - (1) 会議録の公開について
公開とする。
- 2 特定個人情報保護評価について
 - (1) 事務局による特定個人情報保護評価制度の概要説明
 - (2) 実施機関（情報企画課）による審査概要及び審査の観点についての説明
 - (3) 実施機関（市民課）による住民基本台帳に関する事務の全項目評価書についての説明
 - (4) 質疑応答

特定個人情報ファイル取扱いにおけるリスク対策について

委員	全項目評価書61ページ以下の特定個人情報取扱いにおけるリスク対策で、「特に力を入れている」「十分である」と評価内容に違いがあるが、違いは何か。
実施機関	既に運用しているリスク対策については「特に力を入れている」、未だ運用していないが今後運用予定であるリスク対策については「十分である」と回答している。住民基本台帳ネットワークについての自己点検回答状況を踏まえて回答している。
委員	サーバー室の入退出管理に生体認証を用いているとのことだが、入室可能な職員は何名か。サーバーを利用することができるのは市民課の職員に限るのか。
実施機関	サーバー室に入室可能な人数は33名である。サーバーを使用することができるのは情報企画課の職員に限る。トラブル発生時には市民課が情報企画課及び愛知県の担当課に連絡するとマニュアルで規定している。
委員	全項目評価書の62ページにシステムの操作記録を取得するとあるが、操作記録のチェックはどの程度の頻度で行うのか。
実施機関	問題が発生した時に確認を行う。定期的には行っていない。

評価実施手続きについて

委員	パブリックコメントで市民からの意見が一件もなかったとのことであるが、本当に一件もなかったのか。
実施機関	一件もなかった。先に同様の手続きを行っている近隣都市にも確認したが、意見がない場合が多かった。

(5) 審議

- ・住民基本台帳システムの操作記録は定期的を確認するようにした方がよい。また、操作記録抽出権限を有するのは誰であるかもマニュアル等で定めるのが望ましい。
- ・全項目評価書62ページで、端末はソフトウェアにより USB ポート管理されており許可された装置以外は接続できないとある。しかし機器を欺いて記録媒体を接続することは容易であるので、外部から物を持ち込むことを禁止する等の方策を取った方がよい。
- ・高齢者、病気の人、障がい者等自分で行政に申請等を行うことができない人も多い。また全ての人がパソコン等の情報機器を使用できるわけでもない。弱者に対し十分に配慮してほしい。

(6) 審議の結果

- ・全項目評価書の内容については問題がない。
- ・意見案を取りまとめる。

(7) 次期委員の委嘱について